

徳島県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和五年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年三月十八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3 2	山城東祖谷 山	三好市池田町松尾大申一九二 番一地从先から 同 番一地从先まで 一三六	六一三・四	令和五年三月十八日